

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

年 月 日

柏市長 様

申請者 〒000-0000

住 所 ○○県○○市○○町○丁目○番○号

氏 名 株式会社○○○○

代表取締役○○○○

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 00-0000-0000

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)

- 1 事業の区分 積替え, 保管を(行う)・行わない
 - 2 取り扱う廃棄物
 - (1) 積替え, 保管を行う
 - ①廃プラスチック類②金属くず③ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず④がれき類
 - (2) 積替え, 保管を行わない
 - ⑤汚泥⑥廃油⑦廃酸⑧廃アルカリ
- (①③④については、石綿含有産業廃棄物を含む。)
 (②⑤⑥⑦⑧については、石綿含有産業廃棄物を含まない。)
 (①②③は自動車等破砕物を除く。)
 (⑤⑦⑧については、水銀含有ばいじん等を含む。)

事務所及び事業場の所在地

事務所 〒000-0000
○○県○○市○○町○丁目○番○号
電話番号 00-0000-0000

事業場 〒

電話番号

事業の用に供する施設の種類及び数量

- 1 車両：4台(4種類)
- 2 容器：コンテナ3個(1種類) ドラム缶5本(2種類)
ポリエチレン缶5本(1種類)

積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

別紙のとおり

※ 事 務 処 理 欄

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合には、申請年月日)
	〇〇県	第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号
	〇〇市	〇〇年〇〇月〇〇日 申請
申請者(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住所	
株式会社〇〇〇〇	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	
法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
該当なし		
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住所	
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所
該当なし		
役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所
〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇	昭00.00.00	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
	代表取締役	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇	昭00.00.00	〇〇国(←外国人の場合は国籍)
	取締役	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇	昭00.00.00	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
	監査役	同上

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	1,000株		出資の額	20,000,000円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
		割合	住	所
〇〇〇〇 〇〇〇〇	昭00.00.00	400株	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	
		40%	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	
〇〇〇〇 〇〇〇〇	昭00.00.00	100株	〇〇国 (←外国人の場合は国籍)	
		10%	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	
〇〇けんせつ 〇〇建設(株)	代表取締役 〇〇〇〇 〇〇〇〇	500株		
		50%	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	
	(↑株主が法人の場合、代表者の氏名を記載する。)			
		%		
		%		

令第6条の10に規定する使用人 (申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所
〇〇〇〇 〇〇〇〇	昭00.00.00	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	
	〇〇支店長	同上	

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※ 手数料欄